

☆研究型独法／取り組みの視点③(案)

北沢 栄

〈大〉視点／

国(独法)の所有・運営でなければならない理由はあるか

* 国立健康・栄養研究所

- ・ 消費者庁所管の国民生活センターとの情報交流・連携は
- ・ 医薬基盤研究所との統合の可能性(厚労省検討) → 研究の進展
- ・ 大学や民間研究機関、民間企業との研究協力・連携は
- ・ 民間委託はどの分野でどの程度進んでいるか
- ・ 近年、関心が高まっている「食の安全」や「生活習慣病」にどのように取り組み、国民向けにどう発信しているか、その成果は
- ・ 国費投入 7.4 億円(2010 年度)の使途
- ・ 天下り・わたり・契約の状況

* 労働安全衛生総合研究所

- ・ 「立ち入り検査」を実施している、とあるが(厚労省内事業仕分け資料) → どういう立入検査の権限か → 検査権限は本省が担うべき
- ・ 「職業性疾病に関わる事項に関する総合的な調査および研究」(法人の目的)により、労働者の安全と健康の確保に近年、どのように貢献したか
- ・ 労働安全衛生研究のうち、ほかの研究機関(たとえば独法・労働者健康福祉機構)と重複している分野は → 5つの重点研究領域(過重労働やメンタルヘルスに関する研究など)は労働者健康福祉機構と重なり合う
- ・ ほかに類似法人はないか
- ・ 厚労省からの現役出向者が 20 人と多い理由は → 天下りの受け皿機関か
- ・ 職員給与が国家公務員より1割以上も高い(ラスパイレス指数 114.4、

2007 年度)

- ・ 2006 年 4 月に 2 独法を統合(産業安全研究所、産業医学総合研究所)して生まれた独法だが、統合の具体的な成果は
- ・ 運営費交付金と施設整備費補助金計 27.8 億円(2009 年度)の用途
- ・ 天下り・わたり・契約の状況

* 労働政策研究・研修機構(JILPT)

- ・ 研究は民間委託で十分やれるのでは → たとえば 2010 年 9 月発表の「失業構造の理論的・実証的研究」をみると、執筆者 6 人のうち「本研究の目的と概要」を記した序章および第 1 章の執筆者を除き、残りの 4 人はすべて大学や民間の研究者
- ・ 職員給与が国家公務員より 1 割以上も高く(ラスパイレス指数 118.9、2007 年度)、国と異なる諸手当の問題は
- ・ 労働政策研究は厚労省本体の統計調査機能および情報分析・広報機能を増強し、海外からの研究者招へいを含め自ら行うべきでは → そもそも労働行政に不可欠なものは、本省が行うべき → 本省機能の見直しと民間委託の活用
- ・ 優秀な図書、論文を独法が表彰する必要性 → 賞金(雇用保険資金)はいらない
- ・ キャリアマトリックス(職業情報データベース)やキャリアガイダンスツール(職業ガイダンスブックなど)の開発は、民間で対応できるのではないか → 事業仕分け第 2 弾で役に立たないとして「廃止」と評決(2010 年 4 月) → その後、国の直営事業に形を変えて予算をとり、キャリアマトリックスを運営していたことが分かり、特別会計事業仕分け第 3 弾で再び廃止(10 月 27 日)
- ・ 成果普及活動の教育講座は外部委託(学識経験者)のため、本省が直接実施するか廃止か
- ・ 労働保険特別会計の雇用保険財源をムダ遣いしていないか
- ・ ここ 10 年余り続いた非正規雇用増と賃金格差増大の問題に、どう対応したか

- ・ JILPT への国費投入 27.7 億円(2010 年度)の約半分が人件費
- ・ 自己収入の増加率、全体の収入に占める割合は
- ・ 今年度から「緊急の政策課題に対応した迅速な調査・分析」など3つの取り組みを新たに始めたというが、実施が遅すぎないか
- ・ 労働保険特別会計の雇用保険財源を雇用関連事業に使うことに対し、負担側の事業主に説明責任を果たしているか
- ・ 天下り・わたり、契約の状況

(JILPT)

〈研修部門〉

- ・ 自前の研修施設(労働大学校)の必要性(埼玉・朝霞市、敷地約3万㎡ 床面積約1.7万㎡) → 広大な敷地・建物を持つ必要はあるか → 宿泊研修は必要か → 事業仕分け第2弾では、宿泊棟を含む施設を廃止、売却(2010年4月) → 国の他の施設の活用や研修講師(労働基準監督署およびハローワーク関係者)が地方に出向く方法を活用できないか → ハコものは原則処分 → 農業大学校は廃止へ
- ・ 運営費交付金 2.6 億円(2010 年度)の主な使途は人件費か
- ・ 民間委託の研修内容と研修事業に占める比率
- ・ 市場化テスト導入(2009 年度)の成果
- ・ 労働大学校の資産価値は
- ・ 自治体にも職員研修機能があり、独法が実施する理由は

以上